

## 外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替する方

令和6年8月5日

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えする審査は、「予約制」です。  
現在、多くの方が審査を希望されており、待ち時間が長くなっています。  
日本語によるコミュニケーションが難しい方は、通訳者と来場してください。

### 対象者

- 住所地在、奈良県内にあること。
- 「有効な外国の運転免許証」を所持していること。
- 外国運転免許取得後、取得国・地域での滞在が、通算して「3か月(90日以上)」あること。
- ※ 日本国内で「交通違反(事故)歴」がある方や「道路交通法に関する一定の病気(身体障害)」を有されている方は、ご相談ください。

### 予約取得及び審査場所

奈良県警察本部交通部運転免許課試験係 (A窓口)  
奈良県橿原市葛本町120-3 (0744-25-5224)  
※ 平日 午前8時30分～午後5時15分

### 外免審査に必要なもの

別紙1参照

### 手数料 (全て現金のみ・都度必要)

大型・中型・準中型	4,100円
普通	2,550円
二輪	2,600円
原付	1,500円
試験車両使用料	1,450円
運転免許証交付	2,050円 (免種追加+200円)

### 審査の流れ

- 1 予約方法  
月初めの平日 (午前8時30分～・運転免許センター開庁日)、当課A窓口又は電話 (0744-25-5224) にて書類審査日時を予約してください。  
免除国・地域対象者 (別紙2参照) は、予約時にその旨を申し出てください。
- 2 書類審査  
予約日時に当課窓口にて、書類審査を実施します。
- 3 適性試験  
書類審査に合格すれば、当日視力等の適性試験を実施します。
- 4 知識確認  
問題数は10問です。(合格は70%以上)  
※ 令和6年7月31日からは、20言語 (別紙3参照) を用意しています。
- 5 技能確認  
試験場内のコースにて実施します。(合格は70%以上)  
県下の各運転練習施設において、十分に練習してくることをお勧めします。  
練習 (施設・方法) に関しては、ご相談ください。
- 6 運転免許証交付  
必要な審査に合格した方は、運転免許証を交付します。

### 注意事項

不正な手段 (方法) により取得した外国運転免許証、過度な要求、暴言、必要な指示に従わない等の行為を認めた場合は、対応を中断します。  
※ 審査担当 奈良県公安委員会 (奈良県警察本部交通部運転免許課)

### 外国運転免許証

現在有効なもののほか、旧の運転免許証をお持ちの方は、提示をお願いします。  
外国運転免許証が破損している、写真や文字が不鮮明等の状況を認めた場合は、対応をお断りします。（再交付等をお願いする場合があります。）

### 外国運転免許の翻訳文

翻訳文は、次のいずれかが作成したものです。  
外国運転免許証の発給機関又は発給国の駐日大使（領事）館  
日本自動車連盟（JAF）大阪事務所 072-645-1300  
ジップラス株式会社 050-1731-8335  
韓国は、駐大阪大韓民国総領事館  
台湾は、台湾日本関係協会

### パスポート

現在有効なもののほか、旧パスポートや他国のパスポートをお持ちの方は、提示をお願いします。

### 住民票 1通

6か月以内に発行されたもので、本籍（外国籍者は、国籍等、在留資格、在留期間等）の記載が必要です。

※ 日本の有効な運転免許証を保有されている方は、住民票「不要」です。

### 身分証明書

在留カード、マイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。  
※ 外国籍の方は、氏名表記等を確認するため、在留カードを提示してください。

### 日本の運転免許証

現在有効なもののほか、旧の運転免許証をお持ちの方は、提出してください。  
紛失や外国の関係機関に回収された方は、その旨を申し出てください。

### 証明写真 1枚

6か月以内に撮影されたもので、サイズは縦3 cm、横2.4 cm（無背景等）

### 眼鏡等

視力・聴力等が、適性の基準に達しない方は、眼鏡や補聴器等が必要です。

### 補完資料

外国運転免許証により初回取得日、更新日、取得事実等を審査するため、  
運転免許経歴証明書（License History・Driving Record）  
基本信息・考試歴史  
Official Receipt

※ 各国（地域・州等）により呼称は異なります。

等が必要となる場合が多いので、事前に取得されることをお勧めします。

パスポートに出入国スタンプが押印されていない等の理由により、外国運転免許証発給国に係る滞在期間（3か月（90日）以上）を証明できない場合は、

出入国記録証明書（出入境証明書）

住居に係る賃貸契約書

税金（公共料金）請求（領収）書等で、氏名、住所、期間の記載があるもの。

搭乗した航空（e）チケット

等が必要となる場合が多いので、事前に取得されることをお勧めします。

その他、

駐日大使（領事）館が発行する、証明書（認証）

IDカード（居民身分証）

自動車学校の卒業証明書

健康診断結果

等が必要となる場合があります。

## 免除国・地域対象者

### 知識確認、技能確認免除

アイスランド、アイルランド、アメリカ（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州、ワシントン州に限る。）

イギリス、イタリア

オーストラリア、オーストリア、オランダ

カナダ、韓国

ギリシャ

スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア

台湾

チェコ

デンマーク

ドイツ

ニュージーランド

ノルウェー

ハンガリー

フィンランド、フランス

ベルギー

ポーランド、ポルトガル

モナコ

ルクセンブルク

### 技能確認を免除

アメリカ（インディアナ州に限る。）

知識確認 20言語

アラビア語

インドネシア語

ウクライナ語

ウルドゥー語

英語

韓国語

クメール語

シンハラ語

スペイン語

タイ語

タガログ語

中国語

ネパール語

ヒンディー語

ペルシャ語

ベトナム語

ポルトガル語

ミャンマー語

モンゴル語

ロシア語